



グリーン調達ガイドライン

第 5 版

2011年11月

環境方針

基本理念

日本無線株式会社（以下"会社"という）は、地球環境の保全が人類共通の重要課題の一つであることを認識し、事業活動のあらゆる段階で地球環境の保全に配慮して行動する。

基本方針

会社は ISO14001 の理念を尊重した以下の基本方針を策定し、地球環境保全に努め、持続可能な社会の発展に向けた企業責任を果たす。

1. 環境配慮製品の提供
無線通信及び情報処理技術を通じ情報化社会に貢献する会社製品において、ライフサイクル全般の環境負荷低減に配慮した製品を提供する。
2. 事業活動での環境負荷低減
 - (1) 全社のエネルギー使用量の削減を図る。
 - (2) 廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、排出量の削減を図る。
 - (3) グリーン調達の推進を図る。
3. 環境関連法規制等の順守
環境に関連する法規制及び会社が同意したその他の社会的要求事項を順守する。
4. 継続的改善と汚染の予防
環境マネジメントシステムの継続的改善を推進することにより、会社の事業活動、製品及びサービスの環境負荷低減を図り、環境汚染の予防に努める。
5. 環境目的・目標の設定と定期的見直し
環境保全活動の到達目標として、環境目的及び環境目標を設定しその達成に向け最善の努力をする。環境目的及び環境目標は、定期的に見直しを行う。
6. 環境方針の周知、公表
基本理念及び基本方針を含む本環境方針について、理解と協力を得るため全従業員及び会社のために働くすべての人に周知徹底する。また、本環境方針はホームページ等を通じ社外にも公表する。

日本無線 グリーン調達ガイドライン（第5版）

第1版 作成：平成10年 9月16日（グリーン購買ガイドライン）
第2版 作成：平成15年 7月 8日（グリーン調達ガイドライン）
第3版 作成：平成17年 2月 8日
第4版 作成：平成20年 7月16日
第5版 作成：平成23年11月24日
発行：平成23年11月25日

日本無線株式会社
〒181-8510 東京都三鷹市下連雀5丁目1番地1号
資材調達部 TEL 0422-45-9706
品質保証本部 環境保護グループ TEL 0422-45-9865

はじめに

「英知と創造力により、優れた価値を提供し、豊かな社会の実現に貢献する」ことを企業理念とする日本無線株式会社は、企業活動と地球環境の調和を図ることが経営の最優先課題の一つであると位置づけ、2005年に環境方針制定以来全社で環境負荷の低減に取り組んでいます。

資材調達におきましても、従来から循環型社会の構築に向けた取り組み（グリーン調達）を調達取引先様とともに積極的に推進してまいりました。

このたび、『グリーン調達ガイドライン』を社会的規制及び業界の動きに対応して見直しを行い第5版として発行いたしました。

本グリーン調達ガイドラインの主旨をご理解頂き、調達取引先様におかれましても今まで以上のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日本無線株式会社
資材調達部
品質保証本部

目 次

1.目 的

2.適用範囲

3.調達取引先様への依頼事項

- 3.1 EMS(環境マネジメントシステム)の構築及び維持
- 3.2 環境負荷物質の指定
 - 3.2.1 使用禁止物質
 - 3.2.2 含有管理物質
- 3.3 環境負荷物質調査
- 3.4 環境負荷物質以外に関する事項
- 3.5 納品に関する事項
- 3.6 材料・製法等の変更に関する事項

4.用語の定義

グリーン調達ガイドライン第5版 環境負荷物質群概要

表1 使用禁止物質

表2 含有管理物質

別冊 グリーン調達ガイドライン第5版 環境負荷物質一覧表

1. 目 的

日本無線(以下“弊社”という)の環境基本方針を受け、弊社製品が地球環境の保全に十分配慮したものであるために、環境に配慮した製品及び生産に使用する材料(副資材を含む)、電気部品・機械部品、その他の物(以下“部品等”という)を調達することを目的とします。

2. 適用範囲

弊社が調達するすべての部品等について適用します。ただし、顧客からのグリーン調達要求が有る場合は、その要求を満たす調達を行います。

3. 調達取引先様への依頼事項

3.1 EMS(環境マネジメントシステム)の構築及び維持

a) ISO14001,エコアクション21,エコステージ,KESの認証の取得,または下記の内容を含むEMSを構築し維持すること。

- 1) 経営者による環境方針の策定と従業員への周知を行なう。
- 2) 環境保全活動を推進する組織および環境保全計画を有する。
- 3) 関連法規制を明確にし、遵守する。

b) 環境負荷物質管理(混入防止の識別等)体制を整備し、これに下記の内容を含むこと。

- 1) 環境負荷物質管理者を任命する。
- 2) 顧客要求に対する適合を確認する仕組みを有する。
- 3) 不適合が発覚した場合、是正処置及び顧客への報告体制を有する。
- 4) 納入品に関するデータ及び記録を保管する。

3.2 環境負荷物質の指定

国内外法規制等による使用禁止物質、及び含有管理物質を指定し概要を本冊に環境負荷物質概要として掲載しました。化学物質詳細(CAS番号/EC番号の付いている化学物質の例示であり、全てを網羅しているわけではありません)は別冊の環境負荷物質一覧表を参照お願い致します。

3.2.1 使用禁止物質

環境負荷物質概要の表1に使用禁止物質群並びに選定の拠りどころになる法規制を示します。使用禁止物質に関しては弊社への納入品に含有することを禁止します。尚、一部に適用を除外する用途があります。

3.2.2 含有管理物質

環境負荷物質概要の表2に含有管理物質群並びに選定の拠りどころになる法規制を示します。含有管理物質に関しては弊社への納入品に含有することを禁止するものではありませんが含有情報の適切な管理と開示が必要です。

3.3 環境負荷物質調査

弊社ではグリーン調達を推進するため、調達する部品等に対して環境負荷物質等の含有調査を実施しています。調達取引先様へ下記調査の全て又は一部について随時依頼させて頂きますのでご協力をお願い致します。

a) 調査の種類と対象物質

- 1) RoHS指令物質等の非含有証明調査
- 2) JIG指定物質のJGPSSI調査回答ツールによる調査
- 3) JAMP管理対象物質のJAMP情報伝達フォーマット(MSDSplusおよびAIS)による調査
- 4) GADSL指定物質のJAMA/JAPIA統一データシートによる調査
- 5) 分析測定データ調査
- 6) 国内外法規制、弊社顧客要求によるその他の調査

b) 回答要領

- 1) 調達取引先様は、調査回答期限に間に合うように、弊社が採用する部品等の環境負荷物質情報をあらかじめ入手しておいてください。
- 2) JGPSSI調査回答ツール、JAMP情報伝達フォーマット及びJAMA/JAPIA統一データシートの記入要領は、それぞれの団体発行のマニュアル類をご参照ください。

c) 情報の取り扱い

ご回答いただいた環境負荷物質等の情報は、弊社子会社及び関連会社内で共有させていただきます。また、弊社製品の関連情報の一部として弊社顧客に開示する場合があります。

3.4 環境負荷物質以外に関する事項

a) 省エネルギー

必要とするエネルギー(電力,化石燃料)の消費量削減を図る。

b) 材料効率

材料の種類削減を図る。

c) 分解の容易性

再使用、再資源化が可能な部品等ごとに容易に分解が可能な構造とする。

d) 表示

可能な限り材料名を明記するなど、再資源化及び最適な廃棄処理を実施するために必要な情報を、容易に消えない方法で表示する。

e) 省資源

材料は、可能な限り再生可能材料を使用する。また、製品の減量化を図る。

f) 梱包材

梱包材は、環境影響を低減するため、次に示す項目に従う。

1) 構造: 梱包材は繰り返し再使用可能な構造とする。

2) 材料: 梱包材は再生可能材料を使用するとともに使用量を最小限にする。

3) 表示: 梱包材は容易に消えない方法で材料名を表示する。プラスチック材料への表示は、JIS-K-6899-1～-4による。

4) リサイクル可能な材料への分離が容易である。

5) 94/62/EC (EU 梱包廃棄物指令) に配慮する。

g) 法的規制

再資源化、省エネルギー、製品の廃棄等、関連する法規制に配慮する。

h) 長期間使用可能

納入品は、長期的な使用が可能となるよう配慮する。

i) 情報の提供

製品カタログ、ホームページなどにより、省エネ、省資源等の機能の存在及びそれらの機能の効率的な活用方法を伝えるよう配慮する。

3.5 納品に関する事項

a) 輸送: 輸送時には、環境影響が小さくなるよう配慮する。

b) 廃棄削減: 納入品を弊社に納品する際に使用した梱包材は、過剰包装の禁止、通い箱化、回収等の方法により削減を図る。

3.6 材料・製法等の変更に関する事項

不使用保証書等の対象となる納入品に関して、4M・D変更(使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造管理責任者等)を行う際は、事前に変更内容を当社指定書類(4M・D変更届出書)にて都度提出をお願いします。

4. 用語の定義

- a) **EMS (Environmental Management Systems)**
環境マネジメントシステムのこと。EMSは国際規格である ISO 14001 のような規格そのものを示す場合と、個々の組織(企業)における環境上のマネジメントシステムを示す場合の双方がある。組織にとって、EMSは本来業務である経営上の課題を実現するための必須システムと言われている。
- b) **ISO 14001, エコアクション21, エコステージ, KES**
ISO 14001 は環境上の国際規格であり、我が国では比較的規模の大きい企業を中心に導入されている。エコアクション21以下は導入及び運用のためのコスト等に配慮した中小企業向けの環境マネジメントシステムである。
- c) **環境負荷物質**
e) 項の使用禁止物質及び f) 項の含有管理物質を併せて環境負荷物質と言う。
別冊 グリーン調達ガイドライン第5版 環境負荷物質一覧表の表1に使用禁止物質を、表2に含有管理物質を示します。尚、掲載の環境負荷物質はジョイント・インダストリー・ガイドライン(JIG) JIG-101 Ed.3.1 和訳版 2010年9月14日 電気・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示 別表A及びBと一致します。
- d) **RoHS指令**
EU(欧州連合)が2006年7月1日に施行した有害物質規制。電気電子機器への特定有害物質の含有を閾値、適用除外内容を明記して禁止するもの。規制対象となっているのは鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)の6物質である。
- e) **使用禁止物質**
各国の法令、化審法、安全衛生法、オゾン層保護法、RoHS指令等により含有が禁止されている化学物質(群)である。
- f) **含有管理物質**
法令等による禁止物質ではないが、使用禁止物質に対する考え方を準用し、環境、健康、安全面や廃棄物処理の過程等におけるリスク管理の観点から、使用の抑制、削減等の管理をすべき物質として規定したものである。
- g) **JGPSSI (Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative)**
グリーン調達調査共通化協議会のことであり、電気・電子機器メーカーの有志の企業が集まり、部品及び材料に含有する化学物質調査の共通化を議論し、調査労力の軽減、回答品質の向上を目的としている。

h) **ジョイント・インダストリー・ガイドライン (JIG)**

グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)、欧州情報通信技術産業協会(DEGITA EUROPE 旧EICTA)、全米家電協会(CEA)、PC板産業協会(IPC)、半導体技術協会(JEDEC)等により支持され、電気電子機器製品(電池は含まれるが梱包材料は含まない)に適用されるガイドライン。

i) **JAMP (Joint Article Management Promotion-consortium)**

アークティクル(部品や成形品等の別称)が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させる業界横断の活動推進主体。

j) **JAMA (Japan Automobile Manufacturers Association, Inc.)**

一般社団法人日本自動車工業会(略称:自工会)我が国の自動車工業の健全な発達を図り、もって経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

k) **JAPIA (Japan Auto Parts Industries Association.)**

社団法人日本自動車部品工業会(略称:部工会)自動車部品に関する諸課題の解決や国際協調の促進等を行い、自動車部品工業の健全な発達を図ることにより、我が国産業経済の発展に寄与することを目的とする。

l) **GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)**

自動車産業界、自動車部品メーカー(サプライヤー)、化学/プラスチック業界の要申告物質を確認するための唯一のリスト。

環境負荷物質群概要

表1. 使用禁止物質

JIG 開示 基本基準*1	JGPSSI 物質群 No.*2	化学物質群名称	国内外等法規制
R	C01	アスベスト類	労働安全衛生法, REACH 規則
R	C02	特定アミン	独国内法, REACH 規則
R	A05	カドミウム/カドミウム化合物	RoHS 指令 <100ppm>
R	A07	六価クロム化合物	RoHS 指令 <1000ppm>
R	A09	鉛/鉛化合物	RoHS 指令 <1000ppm>
R	A10	水銀/水銀化合物	RoHS 指令 <1000ppm>
R	C04	オゾン層破壊物質 *	オゾン層保護法, モントリオール議定書
R	C08	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2- イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法 (第一種特定化学物質)
R	B02	PBB 類	RoHS 指令 <1000ppm>
R	B03	PBDE 類	RoHS 指令 <1000ppm>
R	B05	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	化審法 (第一種特定化学物質), REACH 規則
R	B06	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子3個以上)	化審法 (第一種特定化学物質), REACH 規則
R	C06	放射性物質	放射線障害防止法
R	B09	短鎖型塩化パラフィン (C10-C13)	独国内法, REACH 規則
R	A28	三置換有機スズ化合物	2009/425/EC (有機スズ化合物指令)
R	A17	トリブチルスズ=オキシド	化審法 (第一種特定化学物質), REACH 規則

* 1 : Rは法規制対象物質
Iは情報提供物質

* 2 : Aは金属類化合物
Bはハロゲン系有機化合物
Cはその他

環境負荷物質群概要

表2. 含有管理物質

JIG 開示 基本基準*1	JGPSSI 物質群 No.*2	化学物質群名称	国内外等法規制
I	A19	酸化ベリリウム	労働安全衛生法
R	C18	ホウ酸	REACH 規則
I	B08	臭素系難燃剤（PBB 類、PBDE 類、 HBCDD を除く）	報告の要求が存在する
R	A22	塩化コバルト	REACH 規則
R	A20	五酸化二ヒ素	REACH 規則
R	A21	三酸化二ヒ素	REACH 規則
R	A23	ジブチルスズ化合物	2009/425/EC（有機スズ化合物指令）
R	A24	ジオクチルスズ化合物	2009/425/EC（有機スズ化合物指令）
R	C11	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル）	2009/251/EC
R	C19	四ホウ酸二ナトリウム無水物	REACH 規則
R	B10	フッ素系温室効果ガス	モントリオール議定書
R	C07	ホルムアルデヒド	労働安全衛生法
R	B11	HBCDD および全主要ジアステレオ異性体	REACH 規則
R	A11	ニッケル	PRTR 法 第一種指定化学物質
R	B12	過塩素酸塩化合物	米国カリフォルニア州法
R	B13	PFOS 化合物	化審法 第一種特定化学物質
R	C15	フタル酸ジイソブチル	REACH 規則
R	C09	フタル酸エステル類 グループ 1 (BBP, DBP, DEHP)	REACH 規則
R	C10	フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP, DINP, DNOP)	REACH 規則
R	B15	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	REACH 規則
I	B07	ポリ塩化ビニル	報告の要求が存在する
R	C16	アルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	REACH 規則
R	C17	ジルコニアアルミノ珪酸塩， 耐火セラミック繊維	REACH 規則
R	C20	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物 (四ホウ酸二ナトリウム水和物)	REACH 規則
R	B16	リン酸トリス（2-クロロエチル）	REACH 規則

*1：Rは法規制対象物質
Iは情報提供物質

*2：Aは金属類化合物
Bはハロゲン系有機化合物
Cはその他